

白石町特産物PRキャラクター「しろいしみのりちゃん」利用規約

1. 本キャラクター素材は、白石町や白石町の特産品PR推進に寄与する目的で使用する場合に限り利用できるものとします。
なお、次の場合は使用を禁止します。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 犯罪行為に結びつくもの
 - (3) 町の信用又は品位を害するものと認められるもの
 - (4) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
 - (5) 第三者等の著作権を侵害するもの
 - (6) 第三者等の財産、プライバシー等を侵害するもの
 - (7) その他、法律に反するもの
 - (8) 第三者等を誹謗中傷するもの
 - (9) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
 - (10) その他、白石町特産物PR推進協議会長（以下「会長」という。）が適当でないと思えたもの
2. 本キャラクター素材を利用しようとするものは、会長に利用申請書を提出するものとします。
3. 会長は、利用申請があった場合は、その内容を審査し利用が適当であると認めた場合は、利用の許諾を通知するものとし、利用が不適当であると認めた場合は、その理由を記載して通知するものとします。
4. 会長は、次のいずれかに該当する場合は利用許諾を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求できるものとし、その際生じた損害については、一切の責任を負わないこととします。
 - (1) 利用者がこの規約に違反した場合
 - (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) その他、会長が適当ではないと判断した場合

5. 会長は、キャラクター等の利用許諾の状況等について、広く利用推進を図る観点から、情報を公開することができることとします。
6. 本キャラクター素材の著作権は、白石町特産物PR推進協議会に帰属します。よってキャラクター素材を利用する方は、善意を持って著作権保護に努め、キャラクター素材の管理を行ってください。なお、著作権法等の法令に抵触するなど、悪質な使用の場合には法的措置を講ずる場合があります。
7. 本キャラクター素材の二次加工は、原則として禁止します。ただし、会長が特別に認めた場合はこの限りではありません。
8. 本キャラクター素材の使用は、使用者の責任にて行ってください。キャラクター素材の使用により損害又は不利益が生じた場合、協議会はその損害又は不利益について、いかなる責任も負いません。

(附 則)

- 1 この規約は、平成23年3月20日から適用する。
- 2 この規約は、平成25年10月30日から適用する。